

第6章



環境にやさしく、快適なまち

第1節 生活環境

現状と課題

- 住民意識調査における、「町の取り組みに対する満足度と重要度」でみると、「海や川などの自然環境の保全」は、重要度、満足度ともに高い、いわゆる「現状維持領域」に位置づけられています。また、「生活環境の向上（不法投棄防止、放置自転車対策、不法係留船対策など）」は、重要度が高く、満足度が低い、いわゆる「重点化・見直し領域」に位置づけられています。
- 同じく住民意識調査によると、日々から取り組んでいる環境問題としては、「ごみの分別」が最も多く 83.9%、次いで「資源物集団回収への協力」(69.4%) と「節電・節水」(64.9%) が並んでいます。
- 芦屋町には、豊かな自然が多く残されています。良好な自然環境保全のためには、住民、事業所、行政などそれぞれの取り組みの積み重ねが重要です。
- 平成 26 年 3 月に「芦屋町環境基本計画」を策定し、これに基づき環境施策を展開しています。環境施策については毎年度、PDCAサイクルによる事業評価を行い、効果的な取り組みが実施されるよう努めています。
- 温室効果ガス排出量については、「芦屋町環境保全実行計画」を策定し、公共施設における温室効果ガス排出抑制に取り組んできました。また、地球温暖化防止対策の一環として、戸建て住宅への太陽光発電システム設置補助を行っています。

- 防犯街灯は新設・移設・灯具取替による整備のときに地球温暖化対策としてLED化を進めてきているところですが、平成27年度末でのLED化率は約25%となっています。今後は計画的な設置により、LED化を推進していく必要があります。
- ごみ減量化の取り組みとして、資源物回収活動奨励金やダンボールコンポストをはじめとしたコンポスト容器購入助成などを推進していますが、周知や啓発を推進していく必要があります。また、今後は資源物拠点回収ボックスの増設などといった取り組みを検討していく必要があります。
- 環境美化活動として、美化巡視員による不法投棄防止のための町内巡視や、地域、河川、海岸の一斉清掃及びボランティア団体などの清掃活動に対して支援を行っています。今後とも環境美化活動の啓発も行い、充実を図っていくことが求められます。
犬の粪被害対策であるイエローカードや啓発看板の住民への配布といった取り組みに努めていますが、実態は改善されていない状況にあります。
- 航空機騒音対策、不法係留船対策、遠賀川などから流出するごみ対策については、これまで関係機関への要望や協議を重ねてきているところです。



**基本
方
向**

環境保全のための啓発や活動への支援、地域や河川、海岸などの環境美化を進めるとともに、循環型社会の形成のため、ごみの資源化や減量化、省資源・省エネルギー化などに取り組みます。

主要施策**① 環境の保全と美化**

- 1 総合的な環境保全対策推進のため、町の環境理念などを示した環境基本条例の制定について検討します。
- 2 (仮称)「芦屋町地球温暖化対策実行計画(第4期)」に基づき、温室効果ガス削減についての取り組みを進めます。
- 3 環境美化のため、不法投棄防止活動や啓発活動、地域住民による河川敷や海岸地域、町内居住区域の清掃を推進します。
- 4 遠賀川などから流出するごみ対策や不法係留船対策について、関係機関に働きかけます。
- 5 快適な住環境を確保するため、航空機騒音対策については、基地対策協議会を通じて、関係機関に働きかけます。



2 循環型社会の推進

- 1 ごみ減量化・資源化を一層推進するため、資源物回収活動奨励金や生ごみ処理容器等購入補助金、資源物拠点回収などといった取り組みを推進します。
- 2 ごみの減量化・資源化に関する住民啓発に取り組みます。
- 3 下水道浄化センターにおけるバイオマスエネルギーの有効活用に取り組みます。



主要施策を達成させるための数値目標

施 策	指 標	現状値		目標値 (平成32年度)
		基準年度	数 値	
1	温室効果ガス排出量	22 年度	70,373 t-CO ₂	58,400 t-CO ₂
2	一般廃棄物の1日1人あたり排出量	26 年度	780 g	687 g

第2節 公園・緑地

現状と課題

- 住民が日常的に憩い、活動し、交流する公園の整備は必要です。これまで公園施設の維持・管理を進めてきましたが、供用開始から数十年を経過した公園も多くなり、樹木が繁茂し公園全体が暗く、施設が老朽化しています。これらの公園については、リニューアル整備が必要であり、地域の憩いの場（コミュニティの場）としての公園再生が求められます。
- 中央公園のリニューアル整備については、実施設計まで完了したところです。
- 緑化活動の推進については、花ボランティア事業、花苗配布、県の植樹祭などを実施し、住民の緑化意識の向上を図ってきました。今後も、これらの取り組みの充実を図っていくことが求められます。
- 福岡県が主体となって実施している「里浜づくり事業」については、平成26年度からの3年計画で進められています。今後は、植樹後の松林の維持管理と、維持管理の組織づくり（ボランティア組織など）が課題となっています。
- 近年松くい虫による保安林の被害が非常に著しく、松枯れが多くなっています。このため保安林としての機能が十分に発揮できないなどの問題が生じています。現在松くい虫防除（薬剤散布、樹幹注入）及び松の植樹に取り組んでいますが、今後も保安林の保全は重要な課題となっています。



**基
本
方
向**

緑地の保全や育成に取り組み、住民の緑化意識の高揚を図るとともに、住民に身近な公園の整備を進めます。

主要施策**① 身近な公園の充実**

- 1 住民との協働により、安全で安心な街区公園などの整備を計画的に推進します。
- 2 中央公園のリニューアルを実施します。

**② 緑地の保全と育成**

- 1 保安林などの松の保全に取り組みます。
- 2 福岡県が主体となって実施している芦屋海岸での「里浜づくり事業」の推進を図るため、福岡県に働きかけます。
- 3 街並みの美しさを創り出すため、住民の緑化意識の高揚を図るとともに適正管理に努めます。



主要施策を達成させるための数値目標

施 策	指 標	現状値		目標値 (平成32年度)
		基準年度	数 値	
1	街区公園の整備率	26 年度	0%	100%
2	[住民意識調査] 「公園や緑地」に関する満足度の構成率	26 年度	55.6%	60.6%





第3節 土地利用・住宅

現状と課題

- 芦屋町の行政面積のうち、航空自衛隊芦屋基地と町の中央部を流れる遠賀川が町域の約3分の1を占めていることから、実質的な行政面積は限られたものとなっており、有効な土地利用は重要となります。
- 豊かな自然と北九州市に隣接しているという立地条件を活かした定住施策を、積極的に取り組んでいくことが求められます。
- 定住化の取り組みを推進してきているものの、情報発信の不足が課題となっています。有効な定住促進を図るための手法や取り組みの強化が必要といえます。
- 平成12年度に策定した「芦屋町都市計画マスタープラン^(*)6)」は、策定から15年が経過しており、社会情勢の変化に対応するため、新たな都市計画マスタープランを策定する必要があります。
- 芦屋中央病院移転後の跡地の活用方法について、早急な検討が必要です。
- 活用予定のない町有地については順次積極的な売却を進めてきました。今後も定住施策と連携し、積極的な売却を推進していく必要があります。



(*6) 都市計画マスタープラン

長期的視点にたった都市づくりの将来像を示した計画のことです。用途地域をはじめとしたまちづくりの基本となるもので、地区ごとの将来のあるべき姿や整備の方針などを明らかにするものです。

- 老朽化した町営住宅の改修や、建て替えを含めた町営住宅の効率的な維持・改修を計画的に進めるため、平成24年3月に「芦屋町町営住宅長寿命化計画」を策定し、これを基に事業を実施しています。これまで、緑ヶ丘団地の2つの棟へのエレベーター設置や後水住宅の解体、高浜団地の空家棟の解体などを進めてきました。老朽化している住棟については、安全面の観点からも入居者の移転を促進していく必要があります。
- 「芦屋町町営住宅長寿命化計画」は計画策定から5年が経過することから、社会情勢の変化や現状に即した形で、後期5年間の計画の見直しが必要です。
- 芦屋東小学校区には、九州防衛局が管理する用地があり、その用地の有効活用が求められています。



**基本
方
向**

地域特性に応じた「芦屋町都市計画マスターplan」の見直しを進めます。また、町営住宅については、「芦屋町町営住宅長寿命化計画」を見直し、計画的かつ適正な管理を進めます。さらに、芦屋町の特性を活かした定住施策を積極的に推進していきます。

主要施策

① 地域特性を活かした土地利用

- 1 将来の都市像を見据え、「芦屋町都市計画マスターplan」の見直しを行います。
- 2 活用予定のない町有地については、民間などに売却し有効利用を図ります。
- 3 芦屋中央病院移転後の跡地利用について検討を進めます。
- 4 芦屋東小学校区にある九州防衛局用地の有効活用について、関係機関と協議を進めます。



② 良好的な住宅の形成

- 1 「芦屋町町営住宅長寿命化計画」に基づく管理戸数の適正化と住宅の長寿命化を図ります。
- 2 「芦屋町空家等対策計画」に基づき、空家の現況把握や空家バンク制度の確立など空家の除却や有効活用を含む適正管理に努めます。(再掲)



③ 移住・定住施策の推進

- 1 芦屋町の地域特性を活かした定住促進の取り組みを推進します。
- 2 定住促進のため、既存の各種施策を包括した積極的な情報発信を図ります。
- 3 移住・定住に関する関係機関との連携や活用により、地域特性を活かしたシティセールスを積極的に推進していきます。



主要施策を達成させるための数値目標

施 策	指 標	現状値		目標値 (平成32年度)
		基準年度	数 値	
1	町有地などの有効活用件数	26 年度	0 件	5 件
2	町営住宅管理戸数	26 年度	797 戸	706 戸
3	定住促進奨励金交付世帯数（累計）	26 年度	28 世帯	200 世帯



第4節 道路・交通

現状と課題

- 住民意識調査における「町の取り組みに対する満足度と重要度」でみると、「道路網の利便性や生活道路の整備」は、重要度、満足度ともに高い、いわゆる「現状維持領域」に位置づけられています。また、「公共交通機関の利便性」は、重要度が高く、満足度が低い、いわゆる「重点化・見直し領域」に位置づけられています。
- 交通利便性や生活利便性の向上を図るため、町が管理する道路の整備を進めています。今後も、路面や道路施設の劣化状況を調査し、その点検結果を踏まえ、計画的な維持管理や道路整備が必要となってきます。
- 橋梁については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき改修を進めています。町内の3橋ある歩道橋改修は、平成27年度にすべて完了しました。西祇園橋の架け替えについては、現在福岡県により計画的に進められていますが、今後町の玄関口としてのグレードアップについて検討が必要となります。
- 利用者によりわかりやすい道路網を整理する目的で、町道と国・県道の振り替え事業を推進しており、一部で完了しています。未実施箇所については協議を進めていく必要があります。
- 芦屋タウンバス事業は、平成17年3月末の民間事業者によるバス路線廃止を受けて、住民の交通手段を確保するため、廃止路線を代替する形で町営バス事業として開始し、平成25年3月の北九州市営バスによるはまゆう線廃止を受けて運行路線を追加しています。平日には67便を運行し利用者も年間延べ約9万人に及んでいます。今後も利用者ニーズに対応した運行体系を検討・改正する必要があります。

- 北九州市営バスについては、利用者が減少傾向にあるため、今後は路線や便数の確保が課題となっています。
- 芦屋タウンバスや北九州市営バスによるJR各駅までの交通機関のほかに、生活利便性の向上のため遠賀郡各町との連携による公共交通ネットワーク化の検討も必要となっています。
- 芦屋中央病院の移転建替えに伴い、路線の見直しや交通再編などが喫緊の課題となっています。



**基本
方向**

交通や生活の利便性向上のため、町道の適正管理や計画的な整備、橋梁の長寿命化を推進します。また、公共交通の維持・確保を図るとともに、芦屋中央病院移転建替えにあわせた公共交通の路線変更や再編に取り組みます。

主要施策**① 道路の整備促進**

- 1 路面や道路施設の劣化状況を調査し、その点検結果を踏まえ、計画的な道路整備を行います。
- 2 橋梁については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、老朽化が著しいものなどの社会的影響度を総合的に考慮し、改修を行います。
- 3 町道と国道・県道の振り替えを進めます。
- 4 西祇園橋の早期架け替えとグレードアップについて、関係機関に働きかけます。



2 公共交通機関の充実

- 1 「地域公共交通維持確保計画」に基づき、住民にとって利便性の高い公共交通の維持確保について関係機関との協議を進めます。
- 2 芦屋タウンバスについては、利用者ニーズに対応した運行体系の検討を進めます。
- 3 広域連携による北九州市営バスの路線や便数の維持確保に努めます。
- 4 遠賀郡各町との連携による公共交通ネットワーク化について協議・検討を図ります。
- 5 「地域公共交通網形成計画」の策定を進めるとともに、芦屋中央病院移転建替えにあわせた公共交通の路線変更や再編に取り組みます。
- 6 バス停の整備を計画的に取り組みます。



主要施策を達成させるための数値目標

施 策	指 標	現状値		目標値 (平成32年度)
		基準年度	数 値	
1	橋梁の改修率	26 年度	27.0%	100%
2	芦屋タウンバス利用者	26 年度	90,361 人	98,000 人
	〔住民意識調査〕 「公共交通機関の利便性」に関する満足度の構成比	26 年度	26.0%	37.6%

第5節 上水道・下水道

現状と課題

- 住民意識調査における「町の取り組みに対する満足度と重要度」でみると、「下水道」「上水道の安定供給」は、重要度、満足度ともに高い、いわゆる「現状維持領域」に位置づけられています。
- 芦屋町の公共下水道事業は、平成12年度に町全域の整備が完了しており、普及率は99.9%となっています。上水道事業については、平成19年度に北九州市水道局と事業統合し、安全な上水が安定的に供給されています。
- 公共下水道事業については、長寿命化計画に基づき改築更新に計画的に取り組んでいます。管更生工事、芦屋町浄化センター及び中ノ浜ポンプ場などの改築更新は、概ね計画どおり進捗しています。今後も継続的に行っていくため、財源の確保に努め、また単年度の財政負担が大きくならないように、事業の平準化を考慮して進める必要があります。
- 平成27年度に雨天時浸入水調査を実施し、浸入水の原因把握を行いました。これに基づき浸入水対策を実施していく必要があります。
- 公共下水道事業については、経営の合理化に努めていますが、現在累積欠損金が8億円を超えていています。このため、経営安定化に向け公共下水道使用料の改定や、広域連携も含めた中長期的な改善策についての検討も必要です。



**基
本
方
向**

下水道管渠や、浄化センター及び各ポンプ場などの長寿命化を図るとともに、下水道事業の経営の安定化のため、中長期的な経営改善策について検討します。

主要施策

① 公共下水道の整備充実

- 1 下水道管渠の不良箇所を把握したうえで、長寿命化計画に基づき計画的に改修・更新を実施します。
- 2 浄化センター及び各ポンプ場については、長寿命化計画に基づき計画的に改築更新を実施します。
- 3 下水道事業の経営安定化に向け、中長期的な改善策について、広域連携も含め検討します。



主要施策を達成させるための数値目標

施 策	指 標	現状値		目標値 (平成32年度)
		基準年度	数 値	
1	〔住民意識調査〕 「下水道事業」に関する満足度の構成比	26 年度	82.0%	87.0%